下水道事業は、平成31年度からの「公営企業会計」への移行を準備しています

【問い合わせ】下水道課管理・業務担当（☎282-1711 内線1191）

●移行の背景

村の下水道事業は、昭和53年に事業認可を受けて整備に着手して以来、公衆衛生の向上と生活環境の改善や、公共水域の水質保全に大きく寄与してきました。

平成29年度末時点で、下水道の人口普及率は87.9パーセントまで進み、引き続き未整備地区の下水道整備を進めています。

しかし、多くの下水道施設は、短期間に集中して整備されたこともあり、平成31年度以降は、供用開始後30年を迎えるものが急激に増加します。そのため、今後は財産である下水道施設の改築更新や維持管理に加えて、さらなる経営の効率化や、将来にわたり安定したサービスを提供するための体制を整えていく必要があります。

これらの課題を解決するため、経営状況を的確に把握し、限られた財源をより有効に活用する仕組みとして、下水道事業は、平成31年４月１日（月）からの公営企業会計への移行を準備しています。

●公営企業会計への移行で、何が変わる？

現在の官庁会計（単式簿記）方式から、公営企業会計（複式簿記）方式へと変更になります。

これにより、各年の経費負担が明確化されるとともに、貸借対照表、損益計算書といった財務諸表の作成を通して、経営状況が分かりやすくなり、他団体との比較が可能となります。

また、財務諸表を分析し、経営を改善していくことで、独立採算を基本とした持続可能で健全な運営を目指していきます。

なお、雨水事業（雨水排水路）についても併せて公営企業会計へ移行します。

住民の皆さんの下水道利用に関して、変更はありません！
従来通り、下水道をご利用いただけます。

（下水道キャラクター・スイスイ）

現在の下水道会計では… → **公営企業会計になると…**

※雨水事業も同様に、下表の仕組みで管理をします。

予算・決算

収　入	支　出
・下水道使用料	・維持管理費
・国庫補助金	・工事費
・受益者負担金	・元利償還費
・地方債	
・一般会計繰入金	

※年度内の現金収支が分かります。

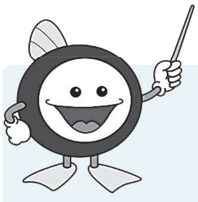

公営企業会計になると、経営状況が分かりやすくなるよ！　将来の経営改善に役立つね。

予算

［収益的収支］（維持管理費）

収　入	支　出
・下水道使用料	・維持管理費
・一般会計繰入金	・利子償還費
	・減価償却費

※減価償却費…将来の改築費用として留保するべき額です。

［資本的収支］（整備費）

収　入	支　出
・国庫補助金	・工事費
・受益者負担金	・元金償還費
・地方債	

※収益的収支（維持管理費）と資本的収支（整備費）に区分して経理することにより、経営に係る経費と資産形成の財源が明確になります。

決算

損益計算書	
（費用）	（収益）
・維持管理費	・下水道使用料
・利子償還費	
・減価償却費	
・利益または欠損金	

賃借対照表	
（資産）	（負債）
・固定資産 取得した土地、下水道管	・固定負債 地方債
・流動資金 現金、未収金	・流動負債 未払金
	（純資産）

※損益計算書と貸借対照表を作成することで、収入と支出の関係や保有する資産と負債などの情報が明確になります。